3和4年1月25日(火)	午後2時から 午後2時55分まで					
本庄市役所 大会議室						
別紙のとおり						
 (1)第1号議案 (2)第2号議案 (3)第3号議案 (4)第4号議案 (5)第5号議案 (6)第6号議案 (7)報告第1号 (8)報告第2号 (9)報告第3号 (10)報告第4号 (11)報告第5号 (12)報告第6号 事務局連絡事項 	別の指名 別由及び内容の説明、質疑並びに採決 農地法第3条の規定による許可申請について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定について(通年) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画 (案)について(通年) 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの 判断について 農地法第3条第1項第13号の規定による届出 について 農地法第3条の3の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に ついて 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の 報告について 農地法第18条第6項の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による通知について 農地法第10の設置に伴う届出について 農地法第10の設置に伴う届出について					
	庄市役所 大会議室 紙のとおり 開会 あいる番手のとうのででは、 開会 のとおりのでは、 開会のは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりのでは、 のとおりでは、 のとおりでは、 のとおりでは、 のとおりでは、 のとおりでは、 のとおりでは、 のとは、					

配付資料	1 令和4年第1回本庄市農業委員会総会議事日程
	2 令和4年第1回本庄市農業委員会総会議案
	3 事務局連絡事項
	4 ダムカード (間瀬ダム)
主 管 課 農業委員会事務局	

議 事 録

	会 議 の 経 過						
発言者	発 言 内 容						
事務局長	明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。定刻に						
	なりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。まず、最初に田						
	端会長よりご挨拶をお願いいたします。						
田端会長	皆さまこんにちは。この体制で2年目になりますが、本年もよろしくお願いい						
	たします。事務局長からも話がありましたとおり、このような状況ですので大事						
	を取って感染のないようしていただいて、また本日も短時間での審議となりま						
	すようご協力をよろしくお願いいたします。						
事務局長	本日、細野会長代理と宮部延一委員より欠席の旨届出がありましたので、ご報						
	告いたします。						
	次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27						
	条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことが						
	できない」と規定されております。						
	本日の総会は、在任農業委員19名中17名出席で、定足数に達しております						
	ので、総会が成立していることをご報告いたします。						
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定によ						
	り、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。						
議長	議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私						
	から指名させていただきます。本日は、7番福田武久委員、8番立石委員の両名						
	にお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。						
	次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採						
	決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案6件及び報告6件であ						
	ります。						
	まず、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程						
	いたします。事務局より説明願います。						

第1号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。 事務局長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げま す。 本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について 処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法 第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでござい ます。本日提出、会長。 申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、5件となりま す。その内訳は、贈与による所有権移転1件及び売買による所有権移転4件でご ざいます 次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第 3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件 で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従 事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営 面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利 用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農地の受け手がこれらすべて の要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でござい ます。 議長 それでは、整理番号1から整理番号5までを、順番に事務局から説明、地区担 当委員から報告を頂きました後に、ご質疑頂き、その後、一括で審議とさせて頂 きますので、よろしくお願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局 より説明を求めます。 事務局長 整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏 名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとお りです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当 は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。 以上でございます。 議長 整理番号1について、立石委員の報告をお願いいたします。 立石委員 8番立石より報告いたします。1月19日午後1時頃内田推進委員と現地確 認並びに受人より聴き取り調査を行いました。議案書3ページ3-1の地図を ご覧ください。申請地は、西五十子地内の高崎線西五十子踏切より北へ200 mほどに位置し、県道本庄花園線と高崎線に挟まれた場所にあります。受人本 人より話を伺ったところ、内容は贈与で、受人と渡人の関係は親子です。渡人

	が高齢のために息子に農地を贈与していきたいとのことです。受人の年齢は、					
	46歳、酪農業を営み乳牛100頭、和牛200頭を飼育しています。作業従					
	事日数は300日を超え、申請地ではブロッコリーを栽培しております。トラ					
	クター4台、トラック1台、防除機1台等を所有しており、生産性は高く下限					
	面積要件も満たしているため許可は適当であると思われます。皆様方の審議の					
	ほど、よろしくお願いいたします。					
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。					
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏					
	名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の田1筆及び大字なし地内の畑1					
	筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載の					
	とおりです。地区担当は、福島公博委員及び細野会長代理でございます。なお、					
	申請地位置図は、4ページ及び5ページになります。					
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ					
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。					
	以上でございます。					
議長	整理番号2についてですが、地区がまたがっておりますので、地区担当の委員					
	がお二方となります。まずは、福島公博委員の報告をお願いいたします。					
福島公博	4番福島より、整理番号2について報告させていただきます。1月22日午後					
委員	1時頃、吉田推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。					
	申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2-1の地図をご覧くだ					
	さい。申請地は、宝蔵寺霊園より北に250mほどの場所に位置しております。					
	恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。					
	申請事由は売買でございます。受人の年齢は61歳、本人の農業従事日数は3					
	00日です。農機具はトラクター5台、コンバイン2台、田植機1台を所有して					
	おり、経営力についての生産性は適当であると思われます。					
	申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされてお					
	り、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たし					
	ていることから、何ら問題ないと思われます。					
	以上、ご報告いたします。					
議長	次に、細野会長代理が欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。					
事務局	続いて、整理番号2について事務局より報告いたします。1月22日、細野					
	会長代理が実施した現地確認の調査結果に基づいて報告いたします。					
	申請地の概要につきましては、5ページ3-2-2の地図をご覧ください。					
	申請地は、JA埼玉ひびきの本庄北支店から南東に350mほどの場所に位置し					
	ております。					

	恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。
	受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が
	問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われま
	す。
	以上、ご報告いたします。
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏
	名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のと
	おりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担
	当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。
	以上でございます。
田端会長	整理番号3について、私から報告させていただきます。1月21日午前10時
	頃、倉野内推進委員と現地確認及び電話で受人から聴き取りを行いました。
	申請地の概要につきましては、議案書6ページ3-3の地図をご覧くださ
	い。金屋小学校より北に150mほどの場所に位置しております。受人が以前
	から借りているほ場です。
	恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。
	申請事由は売買でございます。受人の年齢は43歳、本人の農業従事日数は
	300日です。農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、耕耘
	機1台、防除機1台等を所有しており、経営力についての生産性は適当である
	と思われます。
	また、申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がさ
	れており、並びにキャベツやブロッコリーが栽培されていました。周辺農地へ
	の支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることか
	ら、何ら問題ないと思われます。
	以上、ご報告いたします。
議長	次に、整理番号4についてですが、次の整理番号5と受人が同一で、申請地
	についても近接地であることから、整理番号4及び整理番号5を一括して、事
	務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号4及び整理番号5を一括で説明いたしますので、2ページをご覧く
	ださい。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、久々宇地
	内の畑3筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。売買による所有権移転です。経
	営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福島公博委員でございます。なお、

	申請地位置図は、7ページ及び8ページになります。						
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ						
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。						
	以上でございます。						
議長	整理番号4及び整理番号5について、福島公博委員の報告をお願いいたしま						
	す。						
福島公博	4番福島より、整理番号4、整理番号5について報告させていただきます。						
委員	1月22日午前10時頃、高橋推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行						
	いました。						
	申請地の概要につきましては、まず議案書7ページ3-4の地図をご覧くだ						
	さい。久々宇農村公園より東に100メートルほどの場所に1筆、更に東に3						
	0メートルほどの場所にもう1筆位置しております。続いて、議案書8ページ						
	3-5の地図をご覧ください。整理番号4の申請地から北に30メートルほど						
	の場所に位置しております。						
	恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。						
	申請事由は売買でございます。受人の年齢は63歳、本人の農業従事日数は						
	200日です。農機具はトラクター1台、田植機1台、管理機2台、耕うん機						
	1台、軽トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当である						
	と思われます。						
	申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされてお						
	り、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も消						
	していることから、何ら問題ないと思われます。						
	以上、報告を終わります。						
議長	ただいまの、整理番号1から整理番号5までの説明及び報告に対しまして、						
	ご質疑がありましたらお願いいたします。						
	(なし)						
	それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号5までの許可申請に						
	ついて、許可することに、ご異議ございませんか。						
	ご異議ございませんので、許可といたします。						
	次に、第2号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利						
	用集積計画の決定について(通年)」 を上程いたします。事務局より説明願い 、、						
11	ます。						
事務局長	第2号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。						
	第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積						

計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の 決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、10ページ及び11ページをご覧ください。今回の申請件数は、7件です。田1筆及び畑12筆の面積合計15,134㎡の利用権設定でございます。

それらのうち、11ページのNo.6及びNo.7の2件の3筆については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。

次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。

本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

第2号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。

第2号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、第2号議案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局長

第3号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。

第3号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について (通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間 管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管 理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見 を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本 庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見 を求めるものでございます。本日提出、会長。

配分計画案につきましては、13ページをご覧ください。借受希望者の公募に応募した担い手の方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分するものでございます。賃借権の設定等を受ける土地が田1筆、畑2筆、面積合計で3,254㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっておりまして、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。

農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、福島公博委員につきましては、利用権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。

(退席後)

第3号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。

第3号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、第3号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。

事務局に申し上げます。福島公博委員の復席をお願いします。

(復席)

次に、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いた

	します。事務局より説明願います。
事務局長	第4号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。
	第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げま
	す。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に
	送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるも
	のでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請
	について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、15ページ及び16ページをご覧ください。申請件数
	は、7件で、その内訳は、所有権移転6件及び賃借権1件でございます。以上で
	ございます。
議長	それでは、整理番号1から整理番号7までを、順番に事務局から説明、地区担
	当委員からの報告を頂きました後に、ご質疑頂き、その後、一括審議とさせて頂
	きたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
	まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑3筆、面積は記載の
	とおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、貸倉庫用地です。用途
	地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。
	申請地位置図は、17ページをご覧ください。5-1については、準工業地域
	に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原
	則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可
	相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請
	は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号1についてですが、宮部延一委員が欠席のため、本日は事務局から報
	告をお願いいたします。
事務局	宮部延一委員から調査結果をいただいておりますので、それに基づいて事務
	局より報告いたします。1月22日午後1時頃、田島推進委員と現地確認をしま
	した。議案書17ページ5-1の地図をご覧ください。申請地についてですが、
	国道254号線身馴川橋の信号より東へ250mの場所に位置しております。
	申請事由は貸倉庫による所有権移転でございます。物流需要の高まりにより
	貸倉庫の賃貸業を検討したところ、立地条件も良く地権者からも譲っていただ
	ける旨の話がつき今回の申請に到ったとのことです。
	現地について調査を行いましたところ、農地を蚕食分断し農地の集団性に支
	障が生じないこと、周辺農地に対し日照や風通しなどの支障を及ぼさないこと、
	農道や水路などに支障を及ぼさないことを確認いたしました。

	また、現在、耕作は行われておりませんが保全管理は適正に行われておりま						
	す。なお、違反物件は特にありませんでした。						
	以上、報告いたします。						
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所						
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑1筆、面積は記載						
	のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅及び作業						
	場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございま						
	す。						
	申請地位置図は、18ページをご覧ください。5-2については、農用地区						
	域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であ						
	ることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替						
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することが						
	できないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を						
	審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから						
	許可相当であるものと考えます。以上でございます。						
議長	整理番号2について、小賀野委員の報告をお願いいたします。						
小賀野委員	19番小賀野より報告します。1月19日午前10時頃、山本推進委員と現地						
	確認調査を行いました。申請地につきましては、議案書10ページ、5-2の地						
	図をご覧ください。申請地は、入浅見の金鑚神社から北東約100mにあり県道						
	蛭川普済寺線に面しています。						
	申請事由は、自己用住宅及び作業用地でございます。申請人は、現在寄居町に						
	住み電気工事業を営んでいます。営業先が群馬県や埼玉県が中心で、結婚を機に						
	インターチェンジに近いこの地を選んだということでございます。周りは住宅						
	が点在しており、周辺の農地への支障の恐れはないものと思われます。						
	以上、ご報告いたします。						
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人						
	の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は						
	記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地で						
	す。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。						
	申請地位置図は、19ページをご覧ください。5-3については、農用地区域						
	内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である						
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて						
	周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができ						

	ないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査す
	る限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相
	当であるものと考えます。
	皆さまの慎重審議をお願いいたしまして、報告させていただきます。
議長	整理番号3について、永尾委員の報告をお願いいたします。
永尾委員	整理番号3について、11番永尾より報告します。1月19日午後4時頃か
	ら、宮部推進委員と現地を確認し、渡人の夫と行政書士より聴き取りを行いまし
	た。申請地の概要につきましては、議案書 19 ページ、 $5-3$ の地図をご覧くだ
	さい。
	申請地は、児玉町児玉地内の国道254号線バイパス沿いに位置し、以前、渡
	人夫妻が営んでいた飲食店の駐車場跡地の一部です。受人は申請地に隣接する
	ゴルフ練習場を運営しておりますが、国道からかなり低い窪地に駐車場がある
	ため、雨が降るたびに冠水して困っているとのことです。そこで、主要道路沿い
	の高台にあり長年に渡り利用されていない飲食店跡地を一括購入し、建物を解
	体して駐車場として利用したところ農地が含まれていることが判明したため今
	回の申請に至ったとのことです。
	転用にあたっては特に問題ないかと思われます。
	以上、ご報告いたします。
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号4を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載の
	とおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域
	は、第1種住居地域です。地区担当は、永尾委員でございます。
	申請地位置図は、 20 ページをご覧ください。 $5-4$ については、第 1 種住居
	地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用
	は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の
	不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、
	本申請は、許可相当であるものと考えます。
	なお、当該申請地につきましては、渡人の父が昭和44年に車庫を建設し、ま
	た、平成22年8月には渡人と受人との間で賃貸借契約を結び受人である法人
	の職員駐車場として利用していました。今般、農地法違反であることを認識した
	とのことでございます。申請人から始末書が提出され、農地法の許可を得て是正
	したく申請に至ったとのことでございます。
	以上でございます。
議長	整理番号4について、永尾委員の報告をお願いいたします。

永尾委員

整理番号4について、11番永尾より報告します。1月19日午前8時30分頃、宮部推進委員と現地を確認し、渡人本人より聴き取りをしてまいりました。申請地の概要につきましては、議案書20ページ、5-4の地図をご覧ください。

申請地は、児玉町児玉地内の競進社模範蚕室の近隣で周辺は住宅、商店、保育園、公園等に囲まれております。申請地の現況はほぼ駐車場になっております。 先ほどの事務局の説明のとおり、平成22年から近所で保育園を経営している受人と賃貸借契約を結んでおり、市課税課には届出をしたものの、農業委員会の許可を受けなければならないことを知らずにいたとのことです。このたび、受人が保育園経営に関する申請をするにあたり、駐車場として借用している土地が農地のままだったことが判明し、始末書を添付しての申請に至ったとのことです。周辺には全く農地が無く転用にあたっては特に問題ないと思われます。

皆さまの慎重審議をお願いいたしまして、報告させていただきます。

議長

次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。

事務局長

整理番号5を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所 氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の田1筆、面積は記載のとお りです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域 は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地 区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、21ページをご覧ください。5-5については、「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入口」いわゆるインターチェンジから300m以内に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。

議長

整理番号5について、岡芹委員の報告をお願いいたします。

岡芹委員

整理番号5について、9番岡芹より報告します。1月19日午前9時30分頃から、門倉推進委員と現地確認及び代理申請人から電話で聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書21ページ、5-5の地図をご覧ください。

申請地は、国道462号線関越インター北交差点の南西の隅の場所で、この場所で高齢者福祉施設を運営する法人に関する物件であります。

恐れ入ります、議案書の53ページにお戻りください。今回、高齢者福祉施設の敷地に隣接している土地の利用について合意して申請に至ったもので、権利区分は所有権移転です。申請目的は現在の従業員は29名ですが、デイサービス

	センターの最大利用定員が120名で今後十数名の従業員の増員を予定してお
	ります。従業員の駐車場を確保するために申請したもので転用目的及び必要性
	は妥当であると思われます。
	また、周辺農地への影響や農道などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用
	にあたっては特に問題ないかと思われます。
	以上、報告いたします。
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人
	の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載の
	とおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地で
	す。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっ
	ています。地区担当は、立石委員でございます。
	申請地位置図は、22ページをご覧ください。5-6については、農用地区域
	内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて
	周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができ
	ないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査す
	る限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相
	当であるものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号6について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	8番立石より報告いたします。1月19日午後1時30分頃、内田推進委員と
	現地確認並びに渡人より聴き取り調査を行いました。議案書22ページ5-6
	の地図をご覧ください。
	申請地は栗前橋から東に100mほどの場所に位置し、周りは住宅に囲まれ
	ております。受人、渡人とも遠隔地であるため、電話で代理人へ聴き取りとなり
	ました。内容は所有権移転です。受人が建売分譲住宅として販売するとのことで
	ございます。
	周辺は農地が無く、許可にあたっては何ら問題ないかと考えられます。
	皆さま方の慎重審議、よろしくお願いいたします。
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所
	氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の田1筆及び畑14筆、
	面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、倉庫用地
	です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。

内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10~クタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相当であるものと考えます。なお、この整理番号7については、30アールを超える農地の転用許可申請になりますので、県知事に意見を送付する前に埼玉県農業会議に意見を照会する案件となります。以上でございます。

議長

整理番号7について、間正委員の報告をお願いいたします。

間正委員

16番間正より報告します。1月20日午後2時頃、福田推進委員と現地を確認しました。23ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は、小山川の南で国道254号線から250mほど入ったところになります。位置図にあるとおり、食品製造工場の南側に位置しています。

議案書の16ページにお戻りください。受人は児玉の工業団地内に工場がありますが、まず倉庫棟を今回の申請地に建築して、その後、既存の工場の建替等を検討しているとのことでございます。なお、申請の理由について理由書を読み上げますと「自社の製品の一部はアルコールを含有しており、消防法上の危険物の扱いとされ市街地での建設が不可能であるため、本件土地を取得し行政上の許可を得て製品用倉庫等を建設したい。」とのことです。

現地を確認したところ、農地を分断したり農地の集団性に支障がないこと、周辺農地に対して日照や風通しなどの支障を及ぼさないこと、農道や水路などに支障を及ぼさないことを確認してまいりました。現在は耕作が行われておりませんが、保全管理は適正に行われており、違反物件は特にありませんでした。以上報告いたします。

皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま、整理番号1から整理番号7までの説明及び報告に対しまして、ご質 疑がありましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号7までについて、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第5号議案「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局長

第5号議案を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。

第5号議案、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、ご 説明申し上げます。

本議案につきましては、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査による遊休農地の判定に基づき、農地パトロールによる利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれるものについて、別紙対象地が農地に該当するか否かの判断の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

対象地については、25ページをご覧ください。件数は、10件でございます。土地の所有者及び対象地は記載のとおりです。対象地は畑10筆で、その内訳は、山王堂地内の畑1筆、児玉町飯倉地内の畑3筆、児玉町小平地内の畑6筆の、面積合計9, 229㎡でございます。

なお、対象地位置図は、26ページから29ページまでとなります。まず、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国(農林水産省)が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての中で、農地法に基づく利用状況調査等を踏まえ、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。

また、農地パトロールによる利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、調査後直ちに、農地に該当するか否かの判断の条件に基づき、「農地」に該当しない旨の判断を行うこととされております。

その判断の条件としましては、農地として利用するには一定水準以上の物理 的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地) であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画さ れていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないも のとしています。

ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。

本委員会では、今年度の農地パトロールによる利用状況調査の実施を基に、昨年11月の総会におきまして、所有者等の確認が取れている農地22筆を農地

に該当しないことに決定いたしました。今回の案件は、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定された農地のうち、国有農地であったり、農業者年金等にも影響を及ぼす可能性がある農地であったため、対象地に関する情報を精査し、確認できた農地を対象としたものでございます。

なお、対象地の所有者の方には、農業委員会において対象地を農地に該当する か否かの判断を行うことになる旨の「非農地判断に係る事前通知」等を送付して おります。

また、本総会において、「農地に該当しない旨」と議決された場合は、土地所有者へ「非農地通知書」を送付いたします。併せて、事務局では、農地台帳から削除して台帳を整理することになります。

以上で本議案の説明を終わります。

議長

第5号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。第5号議案については、対象地を農地法第2条 第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、第5号議案については、当該対象地を農地に該当しないことに決定いたしました。

次に、第6号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局より説明 願います。

事務局長

第6号議案を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。

第6号議案、非農地証明について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願について、別紙申請地が同項に規定する農地でないことを証明するものでございます。本日提出、会長。

申請内容については、31ページをご覧ください。提出件数は、1件でございます。

農地に該当するか否かの判断につきましては、先程の第5号議案でご説明させて頂きましたとおりでございますが、本議案につきましては、農地の所有者から農地に該当しないことの証明願が提出されたことに伴い、農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等を踏まえ、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行うものでございます。

引き続き、整理番号1をご説明いたします。31ページをご覧ください。申請 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の畑1筆、面積 は記載のとおりです。地区担当は、木村文子委員でございます。 申請地は、32ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農業振興 地域内の農地ではなく、傾斜地で、南側の山林と一体化し、農業機械で進入する こともできず耕作できない状況等から、農地に復元するための物理的な条件整 備が著しく困難な場合に該当するものと考えます。以上でございます。 議長 整理番号1について、木村文子委員の報告をお願いいたします。 木村文子 整理番号1について、17番木村より報告します。1月18日、木村雅推進委 員、事務局職員と現地確認をしました。申請地の概要については、議案書32ペ 委員 ージの地図をご覧ください。 申請地は、いずみ亭から西に350メートルほどの場所に位置しています。 35年ほど前に西側に林道ができたことで、雨が降ると山からの水が流れ込ん でしまうようになり、土嚢等を積み上げて対策をしても効果がみられず、以降耕 作ができなくなってしまったとのことです。 農地としての再生は難しく、非農地として証明して問題ないと思われます。 以上、ご報告いたします。 整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 議長 (なし) それでは、お諮りいたします。整理番号1の非農地証明について、農地でない ことを証明することに、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決しました。 以上で、議案審議を終了いたします。 続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第1号から報告第6号 までを、順番に事務局よりお願いします。 事務局長 まずは、報告第1号を説明いたしますので、議案書33ページをご覧ください。 報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、本庄市 農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。 届出内容については、34ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。 農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施によ り農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで農業委 員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第2号を説明いたしますので、議案書35ページをご覧くだ さい。

報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について、本庄市農業委員会 事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。

届出内容については、36ページ及び37ページをご覧ください。専決処分件数は、10件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第3号を説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。

届出内容については、39ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合 は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという 規定による届出でございます。

続きまして、報告第4号を説明いたしますので、議案書40ページをご覧ください。

報告第4号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、別 紙のとおり報告書が提出されましたので報告いたします。

報告書の提出件数は、1件で、その報告書が41ページから43ページのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。

続きまして、報告第5号を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。

報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたので、報告いたします。

通知内容については、45ページ及び46ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、8件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。

続きまして、報告第6号を説明いたしますので、47ページをご覧ください。

	報告第6号、農業用施設(2アール未満)の設置に伴う届出について、農地法						
	施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事						
	務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。						
	届出内容については、48ページをご覧ください。専決処分件数は、3件で						
	す。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ						
	届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございま						
	す。以上でございます。						
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。						
	以上で、報告を終了いたします。						
	皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここ						
	で、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。						
事務局長	次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。						
	(事務局長説明)						
	以上をもちまして、令和4年第1回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。						
	大変、お疲れ様でございました。						
	(閉会)						

令和4年第1回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿						
開催日		令和4年1月25日(金)※新型コロナウイルス感染防止のため農業委員のみで開催				
開催場所		本庄市役所 大会議室				
開会時刻		午後2時				
	閉会時刻	午後2時	555分			
	会 長	田端 請	基一			
	会長代理	細野	安文			
議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	欠席		藤田	粂原 直樹	
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	
3	金井 章夫	出席		1 1	髙橋 公仁	
4	福島公博	出席		旭	戸塚 毅	
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	
6	塩原 茂夫	出席		п. С	内田 信哉	
7	福田 武久	出席	0	北泉	荒井 康男	
8	立石勝義	出席	0		門倉 恒茂	
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	
10	宮部 延一	欠席			宮部 豊徳	
11	永尾 路子	出席		A 17	倉野内 浩	
12	田島 敏包	出席		金屋	鈴木 幹雄	
13	田端講一	出席			鈴木 誠	
14	鳥澤 和子	出席		~! 	福田 光男	
15	鈴木 良美	出席		秋平	清水 辰雄	
16	間正 始	出席			根岸 正一	
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	
18	坂爪 裕	出席		1 /44	木村 雅	
19	小賀野 昇	出席			新井 明夫	
本庄	細野 林之助			共和	出牛 康	
藤田	小川 忠				山本 道雄	
	福島 正紹					
説明貞						
事務局長 早野 悟 局長補佐兼庶務係長 高山 教子 局長補佐兼農地係長 高群 邦人 庶務係主査 飯川 佳紘 農地係主任 新井 靖子 農地係主事 小林 祥平 支所環境産業課産業係主事 相川 蘭						
書記						
局長補佐兼農地係長 高群 邦人						